

令和 2年10月 8日

福島市中心市街地活性化基本計画（素案）の パブリック・コメントを実施します

本計画は、風格ある県都の中心市街地として高次都市機能の充実、街なか居住や関係人口の拡大を図るとともに、商業地の価値向上や通りの魅力づくりにより美しい街を人が楽しく回遊し、多くの人を訪れ、賑わいのある中心市街地を目指すため策定するものです。

この度、素案がまとまりましたので、市民の多様な意見を反映するためのパブリック・コメントを実施します。

記

1 計画の内容

別添「第3期福島市中心市街地活性化基本計画（素案）」[概要](#)をご覧ください。

2 意見の提出期間

令和2年10月8日（木）から11月9日（月）

3 意見の募集方法

（1）素案の閲覧

- ①市ホームページ
- ②閲覧場所

都市計画課、政策調整課、市民情報室、各支所・茂庭・大波出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アクティブシニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館、男女共同参画センター

（2）意見の提出方法

- ①市ホームページから専用フォームで

[QRコード](#)



- ②上記閲覧場所に備え付けの用紙に

必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送、又はファクスで

（3）意見を提出できる方

- ①本市に住所を有する方
- ②本市に事務所又は事業所を有する方
- ③本市に存する事務所又は事業所に勤務する方
- ④本市に存する学校に在学する方
- ⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

4 今後のスケジュール

パブリック・コメントでのご意見を反映し、今年度中の決定・公表を予定しています。

担当：都市計画課まちづくり推進係
課長 高野、課長補佐 森口
電話 024-573-4979（直通）

第3期福島市中心市街地活性化基本計画（素案）

1 計画策定の趣旨

近年、中心市街地における来訪者の減少、商業施設の撤退による中心市街地の魅力低下、さらには東日本大震災・原子力災害、新たな生活様式に向けた取り組みなどにより、更なる中心市街地における都市機能の強化と経済活力の向上が必要になっている。

現在、賑わいの創出と快適居住の促進を目標に活性化事業に取り組んでいる「第2期福島市中心市街地活性化基本計画」が、令和3年3月で終了することから、風格ある県都の中心市街地として、経済活力をけん引し賑わいが創出されるまちを目指すため、「第3期福島市中心市街地活性化基本計画」（令和3年4月～令和9年1月の5年10カ月間）を策定し、内閣総理大臣の認定を受けるものである。

2 策定の基本方針

第1期計画により取り組んだ南北動線軸、第2期計画により取り組んだ東西動線軸の形成を踏まえ、第3期計画では、県都の玄関口として福島駅前再開発事業による高次都市機能の充実を図り、街なか居住や関係人口の拡大を図るとともに、新たな魅力を創出するエリアマネジメントにより商業地の価値を向上させ、空き店舗等の活用や通りの魅力づくり、やる気溢れる学生等の参画によるまちづくりへの取り組みなど、美しい街を人が楽しく回遊し、街の魅力に魅せられ、多くの人が訪れ賑わいのある中心市街地を目指すものである。

基本コンセプト「県都の風格を賑わいと快適さで彩る文化の香り高いまち」

- 基本方針
- ①チャンスをつかえた新たなステージへ飛躍する県都の風格と活力ある都心づくり
 - ②まちのストックと人材を活かした賑わいの商業地づくり

3 計画期間と計画区域

(1) 計画期間：令和3年4月から令和9年1月（5年10カ月）

(2) 計画区域：これまでの計画における事業成果を活かしながら、まちの賑わいや居住環境について、より効率的に魅力向上を図り、効果的な取り組みによる都市機能の基盤強化と経済活動の向上を総合的かつ一体的に推進すべき区域として131haを中心市街地活性化区域と位置付ける。

4 中心市街地の活性化目標

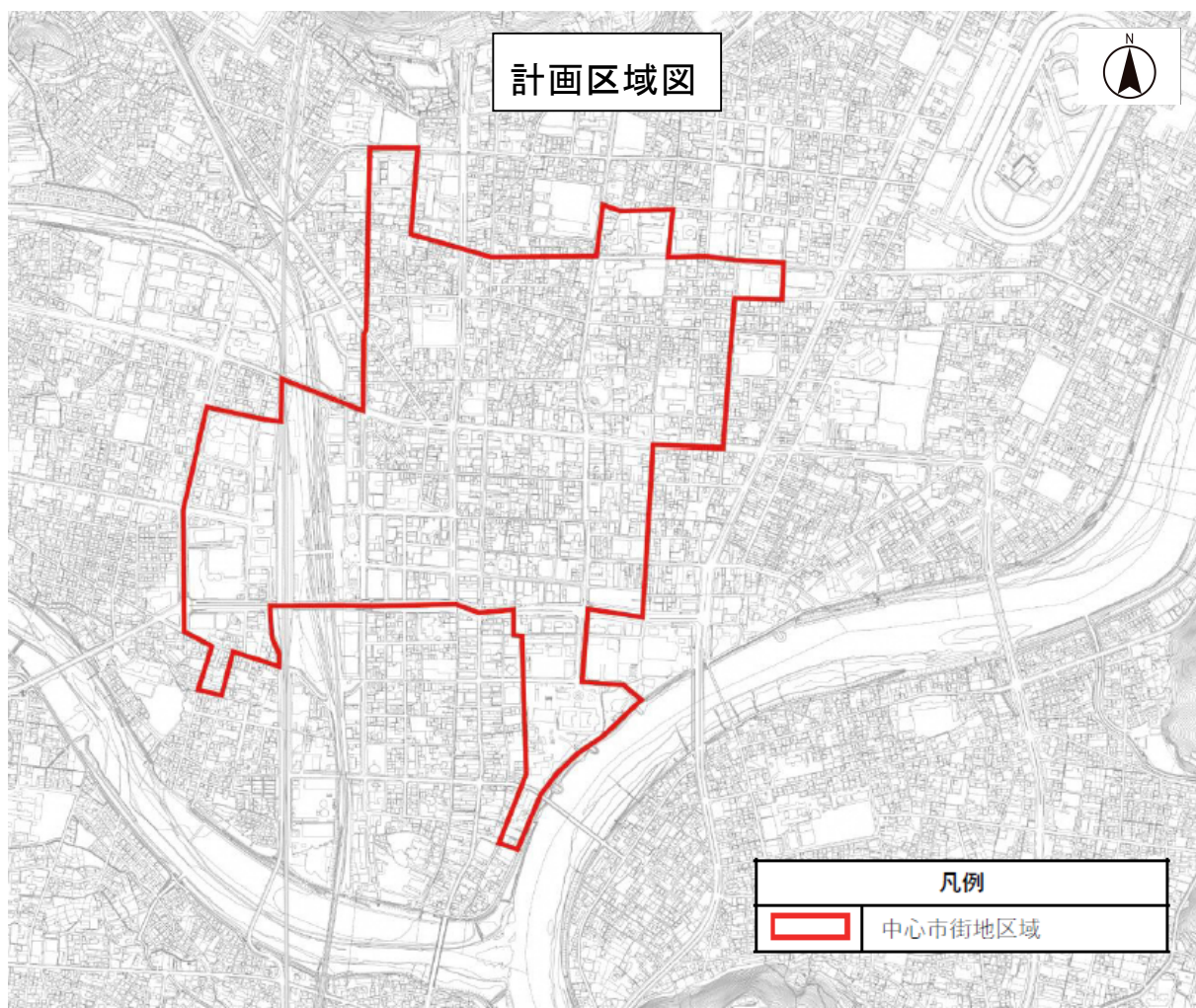
目標 1 : 広域的な交流の活性化

目標 2 : 賑わいと活力ある商業地の再生

- ①指標 1 休日の歩行者・自転車通行量
- ②指標 2 居住人口の社会増減数
- ③指標 3 まちづくり活動に参画する学生数
- ④指標 4 計画掲載事業を活用した出店数

5 具体的な活性化事業

- (1) 市街地の整備改善のための事業 8 事業
 - (2) 都市福利施設を整備する事業 4 事業
 - (3) 街なか居住の推進のための事業 5 事業
 - (4) 商業の活性化のための事業 20 事業
 - (5) 一体的に推進する事業 6 事業
- 全 43 事業 (ハード 9 事業 ソフト 34 事業)



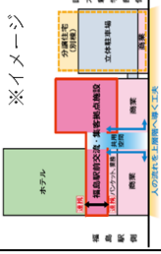
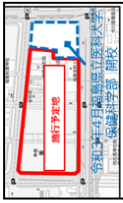
福島市中心市街地活性化基本計画 【第3期事業概要素案】

①福島駅東口地区第一種市街地再開発事業

官民連携により、商業、ホテル、オフィス、分譲住宅、立体駐車場、公益施設、屋内空間等を整備する。

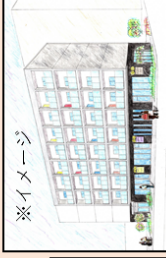
②福島駅前交流・集客拠点施設整備事業

再開発事業と連携し、交流・集客拠点を整備する。



③太田町地区市街地住宅供給型優良建築物等整備事業

商店と住居を兼ね備えた複合施設を整備する。



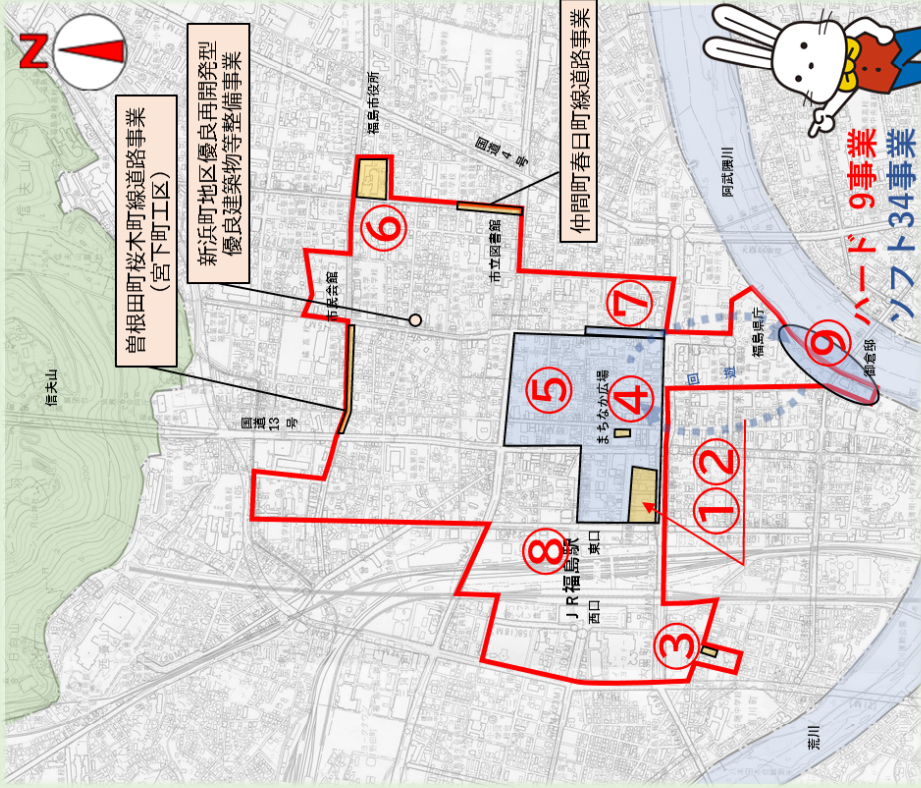
④新まちなか広場整備事業

「賑わいの拠点」「市民交流の拠点」「回遊軸の拠点」及び「防災広場」として整備する。



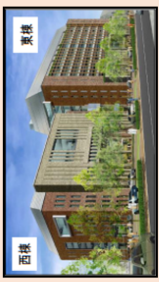
⑤商店街エリア価値向上支援事業

エリアマネジメントにより、空き店舗等の活用や通りの魅力づくりを産官学連携の取組みを行う。 ※イメージ



⑥新しい西棟(複合市民施設)建設事業

市民会館・敬老センター・中央学習センターの機能を統合・複合化した「市民交流機能」及び「防災機能」を備えた新庁舎西棟を整備する。



⑦専門店の技やこたわりを楽しめるクラフト・モール整備事業

県庁通り商店街において、独自の技やこたわりのある専門店、レトロ感の演出や古閑裕而氏の曲調を生かし、商店街を工房街(クラフト・モール)に見立て整備する。



⑧古閑裕而を活かしたまちづくり事業

古閑裕而氏ゆかりの地を繋ぐ周遊ルートにおける実証運行等を実施する。



⑨街なかの地域資源を活用した街コス開催事業

地域資源を活用しアニメ等のコスプレイベントを開催する。



ハード9事業
ソフト34事業